

4. 児童クラブ以外の勤務（兼業）について、✓を付けてください。

- 兼業あり
 兼業なし（採用までに退職予定の場合を含む）

5. 勤務ができない曜日・時間

- 該当なし…該当なしの場合は✓のみとなります
 該当あり…該当がある方は下表に記入してください



学校の授業がある日	学校の授業がない日（夏休み等）
月曜日 午後（毎週不可・ ）	月曜日 午前（毎週不可・ ） 月曜日 午後（毎週不可・ ）
火曜日 午後（毎週不可・ ）	火曜日 午前（毎週不可・ ） 火曜日 午後（毎週不可・ ）
水曜日 午後（毎週不可・ ）	水曜日 午前（毎週不可・ ） 水曜日 午後（毎週不可・ ）
木曜日 午後（毎週不可・ ）	木曜日 午前（毎週不可・ ） 木曜日 午後（毎週不可・ ）
金曜日 午後（毎週不可・ ）	金曜日 午前（毎週不可・ ） 金曜日 午後（毎週不可・ ）
土曜日 午前（毎週不可・ ） 土曜日 午後（毎週不可・ ）	土曜日 午前（毎週不可・ ） 土曜日 午後（毎週不可・ ）

【表の記載方法】

※ 毎週勤務できない曜日は、「午前」か「午後」及び「毎週不可」の文字を○で囲んでください。

毎週でなく、月に数日勤務できない日がある曜日は、「午前」か「午後」及び「毎週不可・」の後ろにその旨記入してください。（例：第1、3週不可）

※ 夏休み等以外の日でも、例えば運動会が土曜日に開催された場合に次の月曜日に学校が休みとなり、児童クラブが朝から開所するなど、午前勤務がある日が年に数日あります。（学校代休日）

※ 当該児童クラブの他の職員の勤務状況との調整になりますので、勤務ができない曜日・時間の記入状況によっては、任用できない場合があります。

【参考（標準の勤務時間帯）】

- 午前（月～金）⇒ 原則、7：15～13：15のうち5時間
 午後（月～金）⇒ 原則、13：15～19：15のうち5時間
 午前（土）⇒ 原則、8：15～13：15（5時間）
 午後（土）⇒ 原則、13：15～18：15（5時間）

※ 児童クラブによっては早番、遅番等があり、上記時間が多少異なる場合があります。